マニフェストの記載方法に変更があります。

非飛散性アスベストが含まれている産業廃棄物についても石綿含有産業廃棄物と記載する必要があります。

平成18年10月1日より、排出事業者は石綿含有産業廃棄物を運搬又は処分を委託する際は、
非飛散性アスベストが含まれていることを「産業廃棄物」の「種類」の欄に記載し、
「数量」の欄にその数量を記載することが義務づけられます。
他の産業廃棄物と区別し、石綿含有産業廃棄物でマニフェストを別途1枚交付する必要があります。
下記の記入例を参考に、適正なマニフェスト交付を行いましょう。

記入例

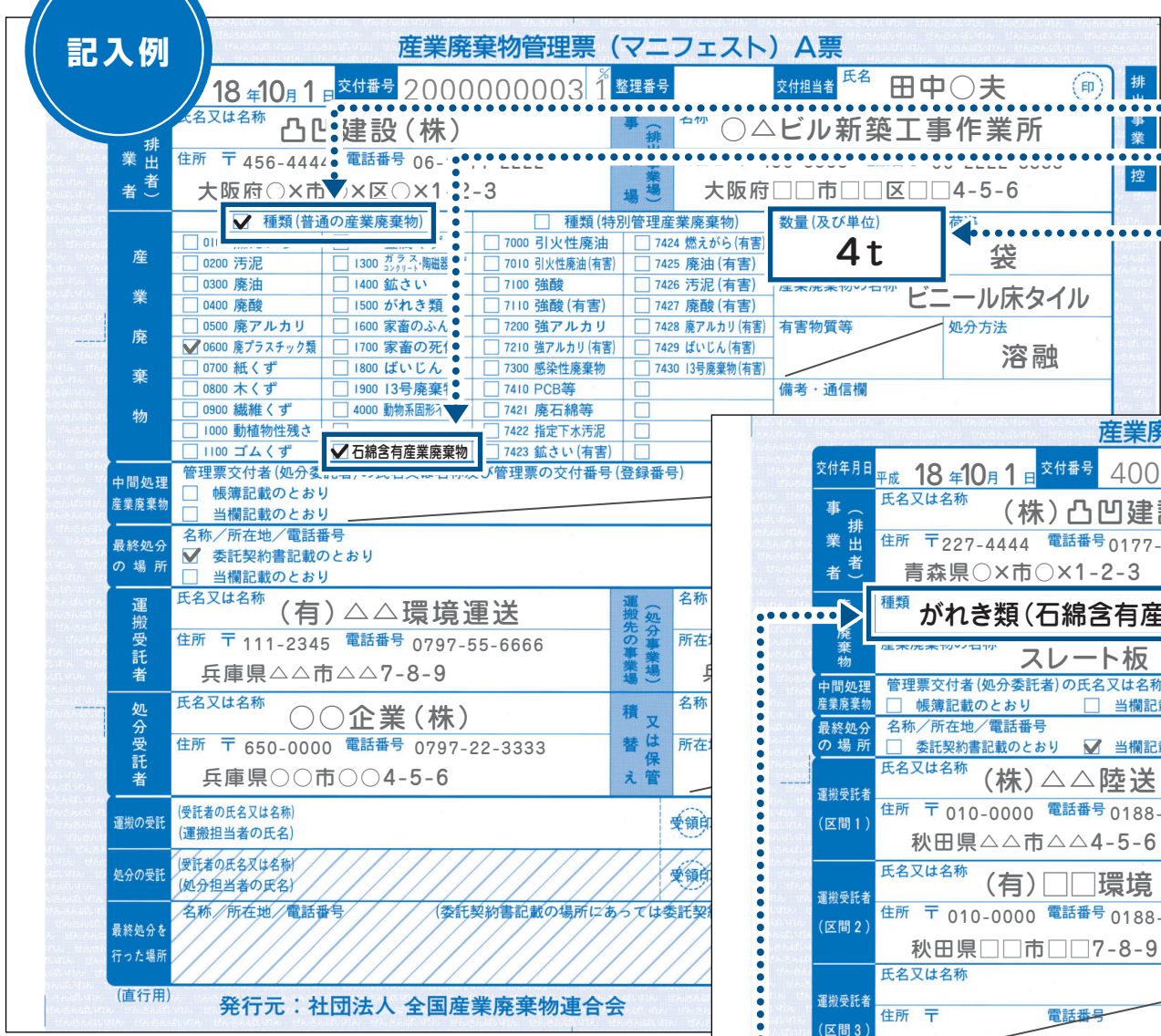

直行用マニフェストの場合

1. 「産業廃棄物」の「種類」にチェックを入れる。
2. 「種類」の項目の空欄に**石綿含有産業廃棄物**と記載しチェックを入れる。
3. 「数量」の欄に数量を記載する。

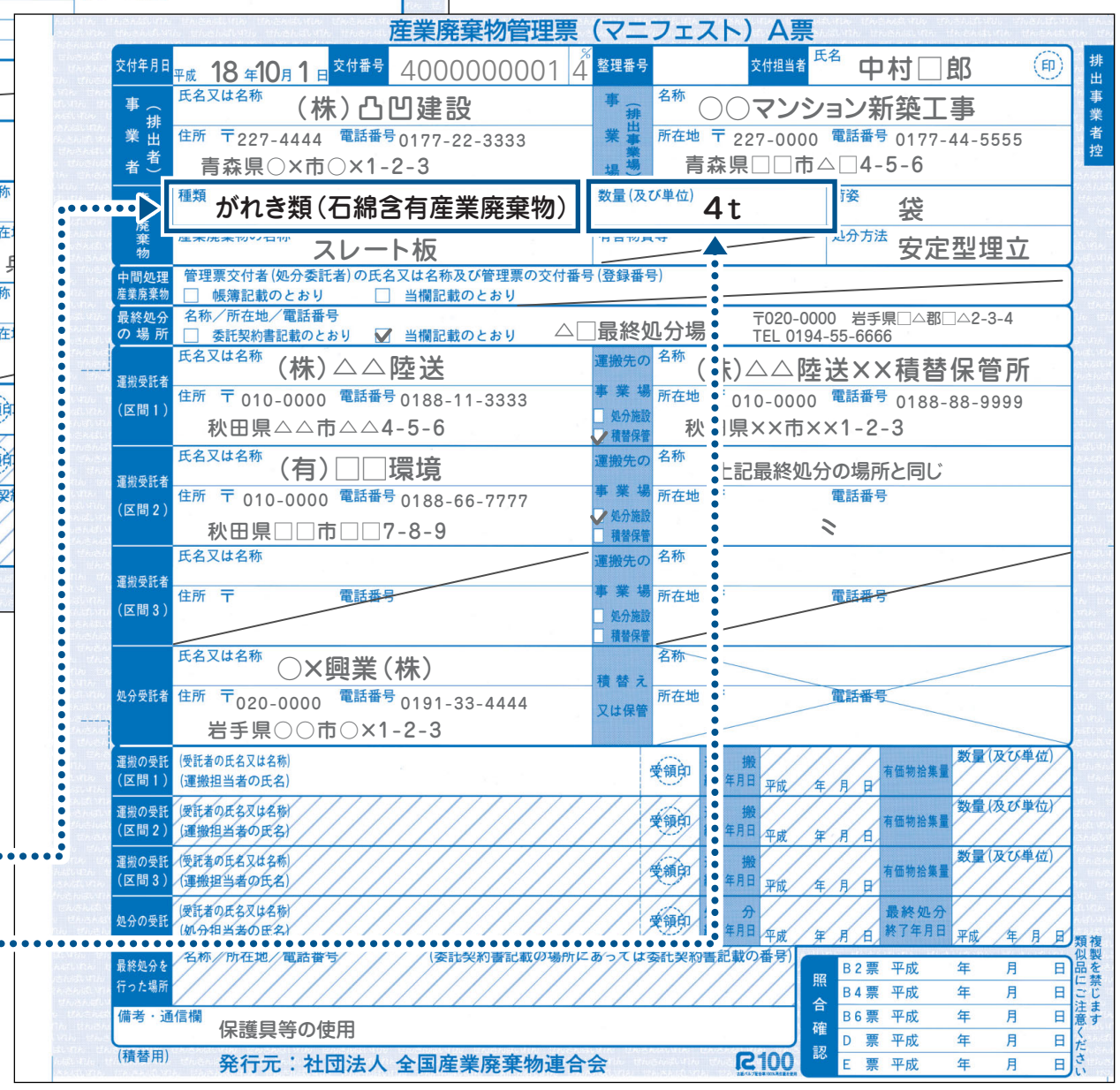

積替用マニフェストの場合

1. 「産業廃棄物」の「種類」の欄に、**石綿含有産業廃棄物**と記載する。
2. 「数量」の欄に数量を記載する。

マニフェスト以外の変更箇所

委託契約書
委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明記します。

産業廃棄物処理事業者がつける帳簿
産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明らかにすることが必要となります。

社団法人 全国産業廃棄物連合会 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F URL：http://www.zensanpairen.or.jp
お問い合わせは、こちらへ TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820 E-mail info@zensanpairen.or.jp